

## 板橋区社会教育指導員設置要綱

(令和元年11月25日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、社会教育の振興のため、会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年板橋区規則第41号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。)に基づき、社会教育指導員の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 社会教育指導員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

### (職務)

第2条 社会教育指導員 及び は、教育専門職の性格を有し、社会教育事業の振興をはかるため、社会教育主事を補佐し、関係団体等と密接な連絡のもとに協力し、助言及び指導するにあたっては区民の信頼を得るよう努め、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 社会教育の各種学級・講座等の開設に関すること。
- (2) 生涯学習センター利用団体等に対する助言及び指導に関すること。
- (3) 区民の学習相談に関すること。
- (4) その他、社会教育関係事業実施者及び関係団体等を支援すること。

2 社会教育指導員は、助言及び指導にあたるときは命令又は監督をしてはならない。

### (設定数)

第3条 社会教育指導員の設定数は、16人とする。

### (任用)

第4条 社会教育指導員 は、次の各号に該当する者のうちから、選考により区長が任用する。

- (1) 文部科学大臣の指定する社会教育に関係のある職又は事業に1年以上あった者
- (2) 株式会社、有限会社、その他事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益によって得ている法人、NPO法人その他の団体(以下「民間企業等」という。)において、社会教育に関係のある職又は事業に1年以上あった者
- (3) 民間企業等において、概ね13歳から39歳までの者を対象とした学習支援若しくは集団活動の支援を行う職又は事業に1年以上あった者
- (4) 社会教育主事補として任用される資格を取得した者又は教育職員の普通免許状を有する者
- (5) 前4号に掲げるもののほか、第2条第1項1号から4号の職務の遂行に必要な社会教育に関する教養と経験を有する者

2 社会教育指導員 は、前項各号に加えて、社会教育指導員 において7年以上の任用経験を有する者又はこれに相当する経験を有すると認められる者のうちから、選考により区長が任用する。

3 任用に当たっての選考の方法は、教育委員会事務局次長が別に定める。

- 4 社会教育指導員の任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。
- 5 社会教育指導員の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第2号様式）を交付する。

（任用決定者の提出書類）

第5条 社会教育指導員として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票記載事項証明書又は住民票の写し
- (3) その他教育委員会事務局生涯学習課長（以下「課長」という。）が必要と認める書類

（任期）

第6条 社会教育指導員の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとする。

- 2 区長は、社会教育指導員の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

（分限）

第7条 社会教育指導員に対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の分限に関する条例（昭和35年板橋区条例第14号）の定めるところによる。

（懲戒処分）

第8条 社会教育指導員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例（昭和35年板橋区条例第15号）の定めるところによる。

（服務）

第9条 社会教育指導員の服務は、東京都板橋区処務規程（昭和44年板橋区訓令甲第2号）の定めるところによる。

（勤務時間等）

第10条 社会教育指導員の勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数は、原則として1月につき16日以内とし、勤務日は課長が定める。
- (2) 勤務時間は、原則として1日につき7時間45分とする。
- (3) 社会教育指導員の正規の勤務時間は以下 から までに掲げる時間（次号の休憩時間を含む）とする。
  - 午前8時45分から午後5時30分まで
  - 午前10時45分から午後7時30分まで
  - 午後0時45分から午後9時30分まで
- (4) 社会教育指導員の休憩時間は、以下 から までに掲げる時間とする。
  - 前号 に掲げる時間 午後0時から午後1時まで
  - 前号 に掲げる時間 午後1時から午後2時まで
  - 前号 に掲げる時間 午後5時から午後6時まで

(5) 社会教育指導員の週休日は、課長が定める勤務日以外の日とし、4週間を通じて8日以上とする。

2 前項に定めるもののほか、社会教育指導員の勤務時間等に関することは、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年板橋区規則第40号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

（勤務場所）

第11条 社会教育指導員の勤務場所は、課長が定める。

（休暇等）

第12条 社会教育指導員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

（職務に専念する義務の免除）

第13条 社会教育指導員における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年板橋区条例第17号）職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）等の定めるところによる。

（給与及び費用弁償）

第14条 社会教育指導員の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第21号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第39号）の定めるところによる。

（公務災害補償等）

第15条 社会教育指導員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

（社会保険等）

第16条 社会教育指導員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）健康保険法（大正11年法律第70号）介護保険法（平成9年法律第123号）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

（研修）

第17条 社会教育指導員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

（健康診断等）

第18条 社会教育指導員の健康診断等については、板橋区職員健康管理規則（昭和59年板

橋区規則第 10 号) の定めるところによる。

(人事評価)

第 19 条 社会教育指導員の人事評価については、板橋区人事評価規程(平成 8 年板橋区訓令第 20 号) の定めるところによる。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

# 発令通知書

(氏名)	
(所属)	
(発令内容)  職名 任用期間                    年   月   日から 年   月   日まで  報酬	
年   月   日  発令権者 板橋区長	

# 勤務条件通知書

年 月 日

様

事業場名称・所在地  
任命権者職氏名

契約期間	期間の定め有り ( ) ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	<p>1 始業・終業の時刻等 始業 ( 時 分 ) 終業 ( 時 分 )</p> <p>2 休憩時間 ( 分 )</p> <p>3 所定時間外労働の有無 ( 有・無 )</p> <p>詳細は、板橋区社会教育指導員設置要綱第10条</p>
休日	<p>・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他 ( )</p> <p>・非定例日；週 月当たり 日、その他 ( )</p> <p>詳細は、板橋区社会教育指導員設置要綱第10条</p>
休暇	<p>1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 ( 有 無 ) か月経過で 日</p> <p>2 その他の休暇 有給 ( ) 無給 ( )</p>
報酬	<p>1 基本報酬・イ 月額 ( 円 )、ロ 日給額 ( 円 )、 ハ 時間額 ( 円 ) ニ その他 ( 円 ) ホ 就業規則に規定されている賃金等級等</p> <p>2 諸手当の額又は計算方法 イ ( 手当 円 / : 計算方法 : ) ロ ( 手当 円 / : 計算方法 : ) ハ ( 手当 円 / : 計算方法 : ) ニ ( 手当 円 / : 計算方法 : )</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超 ( ) %、所定超 ( ) %、法定内 ( ) % ロ 休日 法定休日 ( ) %、法定外休日 ( ) %、 ハ 深夜 ( ) %</p> <p>4 報酬締切日 - 毎月 日</p> <p>5 報酬支払日 - 毎月 日</p>
退職に関する事項	<p>1 定年制 ( 有・無 )</p> <p>2 自己都合退職の手続 東京都板橋区処務規程による</p> <p>3 解職の事由及び手続 { }</p>
その他	<p>・社会保険の加入状況 厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ( )</p> <p>・雇用保険の適用 ( 有・無 )</p> <p>・その他 ( )</p>

「契約期間」について「期間の定め有り」とした場合に記入

更新の有無	<p>1 契約更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない ・その他 ( ) ]</p> <p>2 契約の更新は次により判断する。 [ ・契約満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他 ( ) ]</p>
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------